

申告書は正しくお早めに！

市 民税・県民税および所得税
確定申告の相談所を、事前
指導を含め2月8日(月)から3
月15日(火)まで開設します。
平 成27年1月1日から12月31
までの1年間の所得について
計算のうえ、申告してください。

＊お願い＊

申告は自分で計算して
申告する「自書申告」です。
農業の収支内訳書や医療費に関す
る計算は、必ず事前に整理のうえ、
領収書、帳簿、控除に必要な証明書、
印鑑を忘れずにお越し
ください。

税の申告時期です

図 税務課 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 2070 HP

期限内に必ず申告を！

提 出された申告書は、所得証明、
年金、福祉医療、保育所の入
所や公営住宅入居などの手続きの
際に必要な資料となります。申告
をしないとこれらに関する諸証
明が発行できませんので、期限
内に申告してください。

＊住宅借入金等特別控除＊

住宅借入金等特別控除をはじ
めて受けられる方について
は、確定申告が必要です。
詳しくは、柏原税務署 ☎ 72
- 1130 までお問い合わせくだ
さい。

■申告相談の日程

会 場	日 程	受付時間
篠山市民センター (篠山市黒岡 191-1)	2月5日(金)～22日(月) ※2月16日～22日までは午後5時まで	午前9時～ 午後4時
柏 原 住 民 セ ン タ ー (センター会場)	2月23日(火)～3月15日(火)	午前9時～ 午後5時
青 垣 住 民 セ ン タ ー	2月8日(月)～12日(金)	午前9時～ 午後4時
氷 上 住 民 セ ン タ ー	2月15日(月)～19日(金)	
春 日 住 民 セ ン タ ー	2月22日(月)～25日(木)	
ライフピアいちじま	2月29日(月)～3月3日(木)	
山 南 住 民 セ ン タ ー	3月7日(月)～10日(木)	

※柏原住民センターおよび篠山市民センターは、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。青垣・氷上・春日・市島・山南の各会場では、市税務課が相談業務を行います(土・日・祝を除く)。
※2月26日、3月4日、11日の各金曜日は、柏原住民センターでのみ相談業務を行っています。

市民税・県民税の申告

申告が必要な方

昨年、市民税・県民税申告書を提出された方には、1月下旬に申告用紙を送付します。同封の『平成28年度市民税・県民税申告のてびき』を参考に必要事項を記入し、

3月15日(火)までに

市税務課、各支所または相談会場へ提出してください。申告書が郵送されなかった方で、申告が必要な場合は、上記の提出先でお渡しします。

①平成28年1月1日現在、丹波市に住所があり、平成27年中に事業所得、不動産所得、雑所得(公的年金等を含む)など所得のあった方。
※農業所得等、事業所得のある方は、必ず収支内訳書を添付してください。
※確定申告が必要な方は、市民税・県民税の申告ではなく、必ず確定申告をしてください。

②国民健康保険加入世帯の方および後期高齢者医療保険加入世帯の方。
※所得の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください(提出のない場合は、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の判定ができません)。

③課税(非課税)証明書、所得証明書などの発行が必要な方。

申告が不要な方

①所得税の確定申告をされた方。
②給与所得者で、すでに会社で年末調整をしてその給与以外に所得がなく、他に所得控除がない方。
③公的年金受給者で、他に所得がなく所得控除等を受ける必要のない方。

記帳・帳簿等保存制度が
変わりました

平成26年1月から、事業所得(農業含む)および不動産所得を生ずる業務を行うすべての方に、記帳・帳簿等の保存が必要となりました。

確定申告

申告が必要な方

[給与所得者]

①給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。

②給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方。

③平成27年中の給与収入金額が2千万円を超える方。

④年末調整での配偶者控除、扶養控除などに誤りのある方。

[給与所得者以外]

平成27年中の各所得金額の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの人的控除やそのほかの所得控除の合計額より多い方。

確定申告をすると
所得税が還付される方

①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする方。

②所得が公的年金のみで、源泉徴収された所得税が納め過ぎの方。

③平成27年中の途中で退職した後、就職しなかったため、年末調整を受けなかった方。

④そのほか予定納税額や源泉徴収税額が過納の方。

税務署では決算・確定申告
説明会を行います

「消費税の概要、青色申告、所得税決算、確定申告などの説明」

■とき / 2月3日(水) 午後1時30分～4時

■ところ / 四季の森生涯学習センター東館大会議室(篠山市網掛429)

☎ 柏原税務署 ☎ 72 - 1130

その他

①社会保険料は年金・給与から天引きされている分を除き、自動的には所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい方は、必ず申告してください。なお、配偶者控除や障害者控除、寡婦控除なども同様ですご注意ください。

②確定申告が必要な方は、市民税・県民税の申告で済まらず、必ず確定申告をしてください。

③年金所得者の方で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の確定申告は不要です(上記の要件に該当する場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります)。

豪雨災害による農地等
現状復旧費用の扱い

平成26年8月16日の丹波市豪雨災害による田畑や農業施設(水路等)の現状復旧に係る受益者負担費用については、農業所得の計算上、必要経費として計上することができます。

「県民緑税」
の実施期間延長

県では、県民共通の財産である「緑」の保全・再生に県民総参加で取り組み、その活動を支えるために平成18年度から導入している「県民緑税」(県民税均等割の超過課税)の実施期間を平成32年度まで5年間延長します。

■税率 / 個人800円、法人2,000円～8万円(年額)

■活用事業 / 災害に強い森づくり、県民まちなみ緑化事業